

相山女学園電子情報セキュリティ委員会規程

平成18年規程第8号
平成18年6月30日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、相山女学園電子情報セキュリティ規程（平成19年規程第18号）第4条第2項に基づき、電子情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 高等学校・中学校長
- (4) 小学校長
- (5) 幼稚園長
- (6) こども園長
- (7) 事務局長
- (8) 総合クリエイティブセンター総長
- (9) 学園情報センター長
- (10) 歴史文化館館長
- (11) 副学長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、理事長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行することができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 電子情報セキュリティの基本方針に関すること。
- (2) 電子情報セキュリティポリシーの策定及び改訂に関すること。
- (3) 電子情報セキュリティに係る学園規程等の遵守の励行及び違反に対する措置に関すること。
- (4) 電子情報セキュリティに係る連絡及び調整に関すること。
- (5) その他電子情報セキュリティに係る重要事項に関すること。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が特に必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(電子情報セキュリティ専門委員会)

第7条 委員会に、必要に応じて電子情報セキュリティ専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、管財営繕課が処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第19号）

この規程は、平成19年4月28日から施行する。

附 則（平成１９年規程第２７号）

この規程は、平成１９年９月１日から施行する。

附 則（平成２２年規程第２８号）

この規程は、平成２２年４月３０日から施行する。

附 則（平成２３年規程第８号）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年規程第１号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和６年規程第１６号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年規程第２号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年規程第３７号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。